



障害児通所支援事業の適正運営について

- 1 個別支援計画の作成等における留意点
- 2 サービス管理責任者等研修の見直しについて
- 3 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続き
- 4 自己評価結果公表について
- 5 障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故発生時の報告取扱要領について
- 6 福祉サービス第三者評価 ー活用のご案内ー

1 個別支援計画の作成等における留意点



出典：サービス管理責任者等指導者養成研修会資料

基準省令（第27条）等に定める個別支援計画の作成等 （児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画）

- 計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(アセスメント)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討
- アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成
- 計画の作成に当たっては、障害児に対する支援提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見聴取
- 計画の作成後、モニタリング(計画の実施状況の把握【障害児についての継続的なアセスメントを含む】)を行い、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、当該計画を変更
モニタリングは、保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、次により実施
 - ①定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - ②定期的にモニタリングの結果を記録すること。

サービス等利用計画と個別支援計画の密接な関係

○サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討の上作成

○個別支援計画については、児童発達支援管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討の上作成

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的
(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスなどに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

障害児通所支援事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

個別支援計画の作成手順

個別支援計画の作成目的は、支援の実施過程の見える化し、(1)利用者との信頼関係の構築、(2)職員の意思統一による支援の実施

①ニーズ把握と明らかになった課題整理(分析・評価)

②解決すべき課題に対する支援方針の設定

③到達目標・当面の目標の設定

④支援内容(できる支援とニーズのマッチング)の設定

⑤個別支援計画案の作成(職員からの意見を踏まえ、個別支援計画を協働して作成)

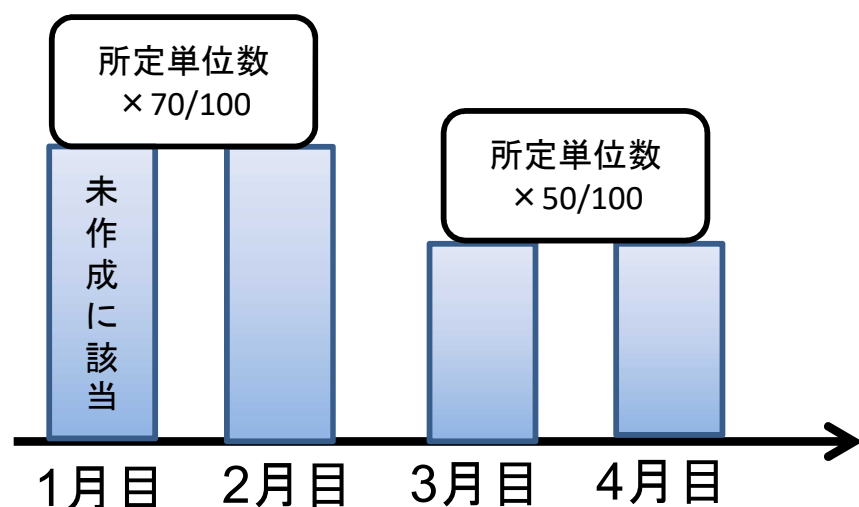
⑥利用者の保護者の最終同意を得て、「案」をとって計画書を完成



個別支援計画未作成減算(平成30年度報酬改定事項)

①個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定

②減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定



(1)計画未作成に該当した月から、

- ・1月目から70/100
- ・3月目から50/100

(2)減算が適用になった月から

- ・3月目から50/100